

令和 3 年度 指名停止等措置業者一覧表

更新日：令和4年9月30日

No.	商号又は名称	所在地	指名停止等の理由	措置要件	指名停止期間	備考
1	小林クリエイト株式会社	愛知県刈谷市小垣江町北高根 115	日本年金機構が発注する、特定データプリントサービスの入札等に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年3月3日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。	別表第2 措置要件5 イ 独占禁止法違反行為	令和4年3月30日～ 令和4年9月29日 6月	解除